

令和7年度 瑞浪市議会の概要



令和6年10月 みずなみ世界一プロジェクト

岐阜県瑞浪市議会

目 次

1 沿革	1
2 市の概要	7
3 市議会の構成	8
4 会議の開催状況	9
5 議員報酬等	16
6 議会報告会	17
7 部局別職員数	21
8 財政	21
9 参考資料	24
瑞浪市議会構成表	34
瑞浪市議会議員名簿	35
瑞浪市行政組織図	36



1 沿革

本市は、日本のほぼ中央に近い濃尾平野の北東部に位置し、美しい山並みの緑が周囲を包み、市の中心部を土岐川が流れるという自然に恵まれたまちです。

古代の東山道、中世の鎌倉街道、近世の中山道と古くから東西交通の要路が走っていましたが、現在ではＪＲ中央本線、国道１９号、中央自動車道（瑞浪インター）などが市民の生活領域の拡大や産業の発展、地域開発を促進しています。

産業は、長石、珪石、粘土など良質の資源が埋蔵されていたことから、室町時代に陶器づくりが興り、いまでは陶磁器「みずなみ焼・美濃焼」の産地として市の代表的な産業になっています。

年 号	主 な で き ご と
明治 8 年 1 月 1 日	神籠村と猿子村が合併し、土岐村となる。 小里村・羽広村・須之宮村が合併し小里村となる。 細久手村・白倉村・本郷村・平岩村・北野村・宿村・宿洞村・田高戸村・深沢村・南垣外村・松野村・半原村が合併し、日吉村となる。
明治 22 年 7 月 1 日	小里村と萩原村が合併し、稲津村となる。 釜戸村と大湫村が合併し、餘戸村となる。
明治 30 年 4 月 1 日	山野内村・戸狩村・月吉村・河合村が合併し、明世村となる。 寺河戸村・山田村・小田村が合併し、瑞浪村となる。 猿爪村・水上村・大川村が合併し、陶村となる。
大正 9 年 5 月 1 日	瑞浪村から瑞浪町となる。
大正 10 年 7 月 1 日	餘戸村が釜戸村と大湫村に再び分離する。
大正 15 年 4 月 1 日	土岐村から土岐町になる。
昭和 7 年 10 月 1 日	陶村から陶町になる。
昭和 26 年 4 月 1 日	瑞浪町と土岐町と合併し、瑞浪土岐町となる。
昭和 29 年	瑞浪市制施行(4.1) 瑞浪土岐町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村(大字山野内月吉、戸狩)、陶町が合併、瑞浪市となる。 初代瑞浪市長清水快導氏就任。
昭和 30 年	2 代瑞浪市長溝口掬氏就任。
昭和 31 年	国道 19 号瑞浪市地内工事着手。瑞浪中学校新校舎完成。
昭和 32 年	商工会館完成。
昭和 33 年	瑞浪大橋完成。市営火葬場完成。
昭和 34 年	国道 19 号改修工事完了。文化会館完成。 3 代瑞浪市長大島義雄氏就任。
昭和 35 年	日吉町有線放送開始。瑞浪幼稚園開園。麗澤瑞浪高等学校開校。 市営竜門グラウンド(公認)完成。

昭和 36 年	釜戸・大湫中学校合併、釜戸中学校と改称。土岐・明世中学校合併、瑞陵中学校と改称。瑞浪電報電話局開設。
昭和 37 年	瑞浪上水道消費生活協同組合 8,000 人給水施設完成。
昭和 38 年	消防庁舎完成。 4 代瑞浪市長加藤亮一氏就任 。し尿処理場完成。陶町猿爪簡易水道完成。瑞浪高等学校新築移転。中京高等学校開校。
昭和 39 年	瑞陵中学校新校舎完成。市下水道工事着手。瑞浪上水道消費生活協同組合、市に移管、組合解散。竜吟ダム完成。釜戸簡易水道完成。
昭和 40 年	陶町水川簡易水道完成。経費老人ホーム白寿荘完成。市民会館完成。水川分校廃校、陶小学校新校舎完成。岐阜国体高校軟式野球競技会場。
昭和 41 年	国鉄中央線複線電化(瑞浪～名古屋)開通。釜戸支所新築移転。中京短期大学開校。明德橋完成。
昭和 42 年	5 代瑞浪市長渡邊遥三氏就任 。市上水道浄水場施設完成、給水人口 20,000 人。中央自動車道初杭打。瑞浪第 1 土地区画整理事業完了。
昭和 43 年	大久手分校、萩之島分校廃校。陶支所新築移転。農業協同組合統合により、瑞浪市農業協同組合結成。国鉄中央線複線電化(瑞浪～中津川)開通
昭和 44 年	稲津連絡所新築移転。駅前・駅北都市計画事業進む。市民憲章制定。陶電報電話局開設。
昭和 45 年	農免道路(土岐町一日市場～日吉町本郷)完成。日吉支所新築移転。ごみ焼却場完成。
昭和 46 年	勤労青少年ホーム完成。中央学校給食共同調理場完成。市民野球場完成。
昭和 47 年	老人憩の家「寿楽荘」完成。47・7 豪雨災害により死者 6 人、44 億円の被害を受ける。益見土地区画整理事業着手。松ヶ瀬橋完成。
昭和 48 年	日吉・月吉簡易水道給水開始。土岐中央橋完成。東海自然歩道完成。都市計画事業、瑞浪駅北広場、地下道完成。中央自動車道(瑞浪～多治見)開通。明世土地区画整理事業着手。桔梗保育園新築移転。
昭和 49 年	瑞浪市史完結。化石博物館完成。市の木、市の花、市の鳥、市民の歌制定。市庁舎完成移転。平山開拓道路完成。化石公園建設着手。
昭和 50 年	国道 19 号バイパス工事起工。中央自動車道(瑞浪～中津川)開通。初の児童公園南松児童公園完成。
昭和 51 年	半原分校廃校。化石公園に管理棟と子供プール完成。東濃用水給水開始。
昭和 52 年	明世小学校新校舎完成。瑞浪幼稚園新園舎完成。瑞浪市友好訪中団訪中。老人福祉第 1 作業所開所。市民野球場にナイター設備完成。下水道第 2 次拡張整備事業完成。
昭和 53 年	瑞浪駅前広場造成工事着手。陶児童館完成。市民プール完成。益見土地区画整理地内に新街区できる(一色町・樽上町・上平町)土岐小学校新校舎完成。
昭和 54 年	稲津小学校附属幼稚園新築開園。益見土地区画整理事業完了。土岐児童センター完成。一色保育園開園。足又・中切・常道では場整備完了。 6 代瑞浪市長足立達夫氏就任 。

昭和 55 年	明世土地区画整理地内に新街区できる(薬師町・松ヶ瀬町)竜吟保育園改築移転。瑞浪陶磁資料館完成。稲津小学校新校舎完成。瑞浪駅舎および駅周辺都市計画事業完了。
昭和 56 年	みどり保育園新築移転。消防署陶分署完成。衛生センター完成。瑞浪市物産観光案内所完成。保健センター完成。日焼田橋完成。国道 19 号瑞浪バイパス一部開通。月吉地区のほ場整備完了。
昭和 57 年	清掃センター完成。養護訓練センター新築移転。陶小学校附属幼稚園新築開園。市営浪速駐車場完成。明賀台団地造成工事着手。日吉、大湫農免道路開通。小田西部土地区画整理事業着手。
昭和 58 年	国道 363 号陶バイパス一部開通。日吉小学校新築開校(日吉第一小学校と日吉第二小学校を統合)。瑞浪共同福祉施設完成。市民図書館完成。小田下沖土地区画整理地内に新街区できる(下沖町)。斎場完成。
昭和 59 年	陶磁器会館完成。釜戸小学校新校舎完成。総合文化センター完成。
昭和 60 年	陶保育園新築移転。明賀台団地完成により新街区できる(明賀台)。
昭和 61 年	稲津公民館・稲津支所完成。国道 363 号陶バイパス開通。
昭和 62 年	中国醴陵市と友好都市締結。稲津保育園新築移転。 7 代瑞浪市長安藤三郎氏就任 。国道 19 号瑞浪バイパス全線開通
昭和 63 年	下水道小田汚水中継ポンプ場完成。瑞浪中学校新校舎完成。中国醴陵市経済貿易代表団来訪。
平成元年	竜門橋完成。高浜市と姉妹都市提携。産業展示館完成。瑞浪中央土地区画整理事業着手。
平成 2 年	みずなみ陶生苑完成。美濃焼こま犬完成。産業振興センター完成。本郷バイパス、萩原バイパス開通。瑞浪市友好代表団訪中(醴陵市)。中国醴陵市友好代表団来訪。
平成 3 年	大湫公民館大湫連絡所完成。市之瀬廣太記念館完成。サニーヒルズみずなみ完成。不燃物処分場完成。瑞浪市語学研修生(鈴木創造)訪中(醴陵市、平成 3.7.9～平成 4.7.27)。中国醴陵市語学研修生(唐明赤)来日(平成 3.9.20～平成 4.11.4)。
平成 4 年	ワークプラザ瑞浪完成。市民体育館完成。同報系防災行政無線開設。都市計画道路狭間線開通。
平成 5 年	地球回廊完成。土岐汚水中継ポンプ場完成。小里城大橋開通。小里川発電所閉所。
平成 6 年	陶中学校新校舎完成。市民福祉センター「ハートピア」完成。小田西部土地区画整理地内に新街区できる(西小田町・和合町)。瑞浪市中学生海外派遣団訪中(醴陵市)。
平成 7 年	第 4 次総合計画スタート。 8 代瑞浪市長高嶋芳男氏就任 。瑞浪バイパス一部四車線化完成。
平成 8 年	瑞浪小学校新校舎完成。都市計画道路竜門線一部開通。美濃焼の大皿完成。新街区「学園台」できる。

平成 9 年	瑞浪バイパス上平地区四車線化完成。資源ごみ分別収集本格スタート。瑞浪小学校新屋内運動場完成。稲津中学校新校舎完成。農業集落排水事業(月吉)完成。瑞浪市無形文化財に陶芸家愛知文明氏指定。
平成 10 年	釜戸中学校新校舎完成。まちをきれいにする条例施行。自主運行バス運行開始。深沢ほ場整備完了。
平成 11 年	防災ヘリポート完成。釜戸公民館完成。 瑞浪市長高嶋芳男氏再選(2期目) 。世界一茶つぼ完成。市制 45 周年記念式典。土岐川大改修決定(和合狭窄部分)。
平成 12 年	介護保険スタート。こま犬、大皿、茶つぼギネスブック世界一に認定。未給水地区に上水道完成(釜戸町神徳区)。大湫ふれあいセンター完成。
平成 13 年	地籍調査事業開始。みずなみの IT を考える会議開催。陶統合簡易水道整備事業完成。さくらさくらの散歩道完成。瑞浪クリエーション・パーク造成事業決定。
平成 14 年	超深地層研究所建設用地賃貸借契約締結。瑞浪市学校給食センター完成。「みずなみ焼」世界にデビュー「フランクフルトメッセアンビエンテ」へ初出展。瑞浪市、土岐市、多治見市、笠原町 3 市 1 町による「東濃西部合併協議会」の設置。自然ふれあい館完成。新クリーンセンター竣工式。
平成 15 年	ケーブルテレビサービス開始。「桜寿荘さくら」オープン。 瑞浪市長高嶋芳男氏再選(3期目) 。幼児教保育特区計画の認定書授与。土岐川大改修和合狭窄部分及び和合橋完成。
平成 16 年	東濃西部 3 市 1 町合併意向調査実施(瑞浪市、賛成：26.17%、反対：65.90%、どちらともいえない：6.55%)。東濃西部合併協議会解散。益見羽広線開通。瑞浪市無形文化財に陶芸家伊村彰介氏、浅井礼二郎氏指定。市制 50 周年記念式典。平山・大湫・大細・エスポラン地区簡易水道完成。陶コミュニティーセンター完成。大湫小学校が釜戸小学校へ統合。
平成 17 年	収入役事務を助役に兼掌。不燃物最終処分場完成。瑞浪クリエーション・パーク分譲開始。大湫小学校閉校。大湫クリーンセンター完成。公園線開通。青色回転灯防犯パトロール車による市内巡回を開始。愛知県高浜市と「災害時における相互応援協定」締結。
平成 18 年	日吉中学校校舎完成。瑞浪駅地下道にエレベーター設置。下益見区画整理事業着工。市民弓道場完成。総合防災センター完成。議場コンサート始まる。大湫町住宅 4 件、日吉町細久手大黒屋が国の登録有形文化財に指定。白寿荘他 2 1 施設に指定管理者制度を導入。
平成 19 年	新しいゴミ袋に切り替え。市内全地区にまちづくり推進組織を結成。市地域交流センター「ときわ」完成。 9代瑞浪市長水野光二氏就任 。地域懇談会を市内 8 地区で開催。友好代表団が中国醴陵市を訪問。市民課・税務課の窓口延長試行開始。
平成 20 年	下益見土地区画整理地内の市道中原益見線開通。夢づくり地域交付金制度新設。防災・防犯「絆メール」の開始。市民課・税務課の窓口延長本格実施。後期高齢者制度開始。義務教育終了までの医療費無料化が開始。消防署に訓練塔が完成。レジ袋有料化スタート。広報紙「議会ちゃんねる。」創刊(5.1)

平成 21 年	プレミアム商品券発売。市道戸狩・半原線開通。市制 55 周年記念式典。桔梗幼稚園新園舎完成。
平成 22 年	東濃地方の地歌舞伎と芝居小屋が「岐阜の宝もの」に認定。稲津保育園を稲津幼稚園に統合。「コミバス大湫」スタート。市議会のインターネット録画中継を開始。岐阜県土地家屋士協会と災害応援協定締結。この指とまれ討論会開始。
平成 23 年	「議会報告会」を開始。 瑞浪市長水野光二氏再選(2 期目) 。ぎふ清流国体リハーサル大会「全日本実業団ソフトテニス選手権大会」開催。埼玉県朝霞市と「災害時における相互応援協定」締結。
平成 24 年	「ぎふ清流国体」ソフトテニス競技開催・ぎふ清流大会開催。農産物等直売所「きなあた瑞浪」オープン。桜堂薬師開基 1200 年祭開催。桜堂薬師本堂附宮殿及び仁王門を瑞浪市有形文化財に指定。市内の全ゴルフ場と防災協定締結。
平成 25 年	中山道ぎふ 17 宿（市内、大湫宿・細久手宿）が「岐阜の宝もの」に認定。子ども発達支援センター「ぼけっと」オープン。酒波神社の本殿及び鐘楼が国登録有形文化財に指定。教育支援センター設置。美濃窯業瑞浪工場の角型煙突が国登録有形文化財に指定。滋賀県湖南市と災害における相互応援協定を締結。
平成 26 年	「第 6 次瑞浪市総合計画」がスタート。「まちづくり推進部」を新設。リニューアルを行った化石博物館に、秋篠宮家長女眞子さまがご訪問。中京高校軟式野球部、麗澤瑞浪高校女子剣道部が全国大会優勝。 議会基本条例制定(9.6 施行) 。 事業評価を初実施 。瑞浪市制 60 周年記念式典。
平成 27 年	新保健センター完成。瑞浪市まちづくり基本条例施行。市議会のインターネットライブ中継開始。 瑞浪市長水野光二氏再選(3 期目) 。美濃窯業瑞浪工場の丸型煙突が国登録有形文化財に指定。瑞浪恵那道路の中心杭打式。防災ラジオ全世帯貸与。
平成 28 年	本会議会議録検索システム導入。西分庁舎完成。陶・稲津中学校閉校、瑞浪南中学校開校。市内 3 高校と域学連携協定締結。瑞浪市景観条例施行。集落支援員制度導入。中京学院大学硬式野球部が全日本大学選手権初出場・初優勝。デマンド交通運行開始。旧森川訓行家住宅（丸森）修復工事完了・中山道観光案内所オープン。予算決算委員会設置。一般質問答弁事項進捗状況導入。市民による市政についての政策提案開始。
平成 29 年	本会議場で予算決算委員会を開催。タブレット使用に関し環境整備・基準制定。「ちゃわん屋みずなみ」オープン。瑞浪恵那道路着工式。中京高校軟式野球部が全国高等学校軟式野球選手権大会で優勝。瑞浪市消防団女性分団が全国女性消防操法大会出場。
平成 30 年	全議員へタブレットの貸与。市役所本庁舎耐震補強等改修工事完了。NHK 連続テレビ小説「半分、青い。」放送。合同企業説明会「オール瑞浪・企業フェス」開催。株式会社エィ・ダブリュ瑞浪操業開始。「美濃の地歌舞伎衣装」が県重要有形民俗文化財に指定。
令和元年	瑞陵・日吉・釜戸中学校閉校、瑞浪北中学校開校。旧釜戸中学校を司企業株式会社へ売却。 瑞浪市長水野光二氏再選(4 期目) 。中京高校硬式野球部が全国高等学校野球選手権大会ベスト 4 進出、同校軟式野球部が全国高等学校軟式野球選手権大会 3 連覇。全小・中学校エアコン設置完了。市制 65 周年記念式典。

令和 2 年	NHK大河ドラマ「麒麟がくる」放送。瑞浪超深地層研究所で研究坑道の埋め戻しに着手。新型コロナウイルス感染症により小中学校が臨時休業。ポーノポークハム工房“瑞浪”オープン。明世町の市道改良工事現場の地層から 1800 万年前の鰭脚類化石を発見。
令和 3 年	市内公立中学校 3 年生との意見交換会を議場で実施。地球回廊閉館。瑞浪北中学校がカーボンニュートラル大賞選考委員会「選考委員特別賞」を受賞。田中亮明選手（中京高等学校教諭）が東京 2020 オリンピック男子ボクシングで銅メダル獲得、瑞浪市栄誉賞を授与。議場の改修工事開始。
令和 4 年	議場の改修工事完了。超深地層研究所土地賃貸借契約満了に伴う研究坑道埋め戻し工事完了。釜戸町でパレオパラドキシアの化石を発見。雨降り峠（日吉町）道路完成。市内 8 地区で 3 年ぶりとなる議会報告会を開催。常任委員会での議員間討議導入。
令和 5 年	きなあた瑞浪にバーベキュー広場が完成。市議会議員選挙で 1 選挙区になり初の無投票。次期市議会議員一般選挙より議員定数を 2 人削減する条例を可決。 瑞浪市長水野光二氏再選（5 期目）。
令和 6 年	「第 7 次瑞浪市総合計画」がスタート。みずなみ世界一プロジェクト「瑞浪ポーノポークの最大の試食会」がギネス世界記録に認定。瑞浪市制 70 周年記念式典。

2 市の概要

(1) 市制施行 昭和29年4月1日

(2) 人口 35,016人 (令和7年4月1日現在)

(3) 世帯 15,667世帯 (令和7年4月1日現在)

人口・世帯数の推移

内容・年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人口(人)	37,440	37,036	36,817	36,355	35,928	35,519	35,016
男	18,220	18,067	17,942	17,720	17,520	17,341	17,116
女	19,220	18,969	18,875	18,635	18,408	18,178	17,900
世帯数	15,228	15,317	15,510	15,458	15,536	15,600	15,667
増加数(人)	△277	△404	△219	△462	△427	△409	△503
一世帯あたりの構成員	2.46	2.42	2.37	2.35	2.31	2.28	2.23

(毎年4月1日現在)

(4) 面積 174.86km²

(5) 市役所の位置 東経 137° 15′ 26″ 北緯 35° 21′ 31″

(6) 産業別就業者 (令和2年国調)

産業別	就業者(人)	構成(%)
第1次産業	404	2.2
第2次産業	5,813	31.9
第3次産業	11,534	63.4
分類不能	459	2.5
総数	18,210	100.0

(7) 友好都市 中国 湖南省 醴陵市
姉妹都市 愛知県 高浜市・ドイツ ゼルプ市

(8) 市の木：マツ 市の花：キキョウ 市の鳥：ウグイス

3 市議会の構成

- (1) 定数 条例定数：14人 ※令和5年12月22日改正
 実数：16人（男性：13人 女性：3人）
 （任期：令和5年2月22日～令和9年2月21日）

(2) 議会構成

① 議会運営委員会：6人

② 常任委員会(任期1年)

常任委員会の名称	委員定数	所 管 事 項
総務厚生学教委員会	8人	総務部、健康福祉部、福祉事務所、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び消防本部の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
地域経済建設委員会	8人	みずなみ未来部、経済部、農業委員会及び建設部の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）
予算決算委員会	16人	予算及び決算に関する事項

③ 特別委員会(必要がある場合に設置)

リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会：7人

議会改革特別委員会：8人

④ 議会広報広聴委員会(協議又は調整を行うための場として設置)：6人

⑤ 全員協議会

(3) 会派構成（令和7年4月1日現在）

(単位：人)

日本共産党	公明党	新政みずなみ	計
1	1	14	16

4 会議の開催状況（令和6年）

（1）本会議

回	会 期 日 数		本会議日数 (日)	一般質問者 (人)	審 議 時 間
1	臨時会	1日間（1月29日）	1	—	0：28
2	定例会	30日間（2月22日～3月22日）	6	10	13：58
3	定例会	26日間（6月3日～6月28日）	5	11	9：42
4	定例会	26日間（9月2日～9月27日）	5	9	7：38
5	定例会	24日間（11月27日～12月20日）	6	8	7：11

*議決の状況

（単位：件）

区 分	総 数	可 決	否 決	承認 (報告)	認 定	同 意	その他
条 例	32 (1)	32 (1)					
予 算	29	29					
人 事	9	4				5	
決 算	7				7		
その他	15 (1)	15 (1)					
報 告	4			4			
意見書	(4)	(4)					
決 議							
計	96 (6)	80 (6)		4	7	5	

（ ）内の数字は議員発議（外数）

*請願の状況 審議1件 （不採択1件）

- （2）議会運営委員会 21回
議員協議会 5回

（3）常任委員会、常任委員会協議会等

委員会等の名称	委員会	協議会	勉強会
総務厚生学教員会	14	0	2
地域経済建設委員会	17	1	1
予算決算委員会	16	0	0

（4）特別委員会、特別委員会協議会等

委員会等の名称	委員会	協議会	勉強会
リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会	7	0	3
議会改革特別委員会	6	0	1
総合計画特別委員会	1	0	0
議会広報広聴委員会 ※協議・調整の場として	16	—	—

- （5）全員協議会 12回

(6) 国内行政視察

年 月 日	委員会名	視 察 先	内 容
H13. 10. 3 H13. 10. 4 H13. 10. 5	総務文教	福岡県飯塚市	情報化事業（スタンフォード大学研究機関CSLIとの提携）
		福岡県三池郡赤池町	財政再建の諸施策
		大分県臼杵市	ケーブルテレビ整備事業
H13. 10. 10 H13. 10. 11 H13. 10. 12	市民福祉	北海道岩見沢市	高齢者福祉、介護保険、総合窓口
		北海道美唄市	高齢者福祉、介護保険、学童保育の現状、炭鉱跡地利用
		北海道滝川市	高齢者福祉、介護保険、軽費老人ホーム
H13. 10. 24 H13. 10. 25 H13. 10. 26	経済建設	高知県土佐山田町	水質浄化施設（四万十川方式）
		高知県南国市	市街地再開発と企業誘致
		高知県安芸市	商店街近代化事業、駅周辺開発事業
H14. 10. 1 H14. 10. 2 H14. 10. 3	総務文教	北海道稚内市	情報ネットワーク事業
		北海道天塩郡幌延町	深地層研究関係、電源立地特別交付金
		北海道滝川市	化石博物館・自然美術館の共存館としての管理運営
H14. 10. 15 H14. 10. 16 H14. 10. 17	市民福祉	広島県三原市	高齢化社会に対応するための健康管理
		広島県御調郡御調町	公的病院での健康管理
		島根県出雲市	市民健康カード発行事業の経過と運営
H14. 10. 7 H14. 10. 8 H14. 10. 9	経済建設	熊本県人吉市	工業団地の整備事業（梢山工業団地）
		熊本県上益城郡益城町	学術情報センター（熊本テクノポリスセンター） 酪農施設（らくのうマザーズ）
		大分県大分郡湯布院町	村おこしの成功した経緯と経過
H15. 10. 14 H15. 10. 15 H15. 10. 16 〃	総務文教	福島県大沼郡会津本郷町	幼保一元化
		栃木県塩谷郡塩谷町	廃校利用
		埼玉県南埼玉郡宮代町	小中一貫教育
		茨城県岩井市	茨城県博物館の概要
H15. 10. 22 H15. 10. 23 H15. 10. 24	市民福祉	兵庫県加古川市	幼稚園と保育園の一体運営
		広島県尾道市	高齢者福祉
		福岡県筑紫郡那珂川町	健康日本21
H15. 10. 28 H15. 10. 29 H15. 10. 30	経済建設	大分県大分市	工業団地・企業誘致
		大分県日田郡大山町	まちおこし、一村一品運動
		熊本県熊本市	環境対策
H16. 9. 29 H16. 9. 30 H16. 9. 30 H16. 10. 1	経済建設	北海道夕張郡栗山町	地域通貨クリン
		北海道空知郡南幌町	南幌工業団地
		北海道樺戸郡浦臼町	企業化農業
		北海道旭川市	地産地消
H16. 10. 5 H16. 10. 6 H16. 10. 7	総務文教	富山県小矢部市	消防署及び地域防災センター
		富山県氷見市	単独市制での効率的な行財政システム
		新潟県佐渡市	不耕起農法

年 月 日	委員会名	視 察 先	内 容
H16. 10. 12	市民福祉	福島県喜多方市	子育て支援施策
H16. 10. 13		福島県会津若松市	在宅介護支援センター
H16. 10. 14		宮城県白石市	長寿福祉行政
H16. 11. 1	議会運営	滋賀県栗東市	議会運営
H16. 11. 2		滋賀県長浜市	議会運営
H17. 5. 12	議会運営	長野県須坂市	議会運営・一般質問
H17. 5. 13		長野県小布施町	市街地活性化視察
H17. 10. 11	総務文教	鹿児島県阿久根市	指定管理者制度
H17. 10. 12		宮崎県都城市	国際交流・まちづくり
H17. 10. 13		宮崎県日南市	都市再生モデル調査
H17. 10. 5	市民福祉	岩手県岩手郡滝沢村	地域保健計画の実施事業
H17. 10. 6		岩手県宮古市	健康づくり施策
H17. 10. 25	経済建設	山口県防府市	廃棄物の処理
H17. 10. 26		山口県萩市	地場産業の振興
H17. 10. 27		佐賀県伊万里市	菜の花による資源循環サイクル
H18. 5. 15	議会運営	富山県黒部市	予算特別委員会
H18. 10. 10	総務文教	宮城県多賀城市	総合体育館、市民プール、スポーツ施設の指定管理
H18. 10. 12		岩手県釜石市	地域再生計画・パブリックコメント
H18. 10. 3	市民福祉	秋田県能代市	健康づくり計画
H18. 10. 5		北海道登別市	子育て支援事業・幼保一元化事業
H18. 10. 11	経済建設	兵庫県たつの市	たつのまちづくり塾
H18. 10. 12		徳島県勝浦郡上勝町	ゼロ・ウエスト（ごみゼロ）政策地域活性化
H18. 10. 13		香川県善通寺市	市民参加の環境政策
H19. 6. 26	議会運営	福井県小浜市	議会だより
H19. 6. 27		石川県加賀市	議会だより
H19. 10. 23	第1常任	福岡県北九州市	市民図書館指定管理者制度
H19. 10. 24		山口県光市	地産池消プラン・児童生徒安全確認に関する取組
H19. 10. 24	第2常任	北海道芦別市	児童 デイサービス
H19. 10. 25		北海道留萌市	国保ヘルスアップ事業 福祉サービス施設「ライフシティー樹」
H20. 7. 3	議会運営	三重県伊賀市	決算認定及び議会基本条例
H20. 7. 4		三重県志摩市	決算認定及び議会基本条例
H20. 10. 22	第2常任	徳島県徳島市	ボランティアによる子育て出前事業
H20. 10. 23		徳島県阿南市	市営船瀬温泉保養施設事業
H20. 10. 24		高知県高知市	いきいき百歳体操地域展開事業
H20. 10. 29	第1常任	鳥取県米子市	地域交流センターの運営事業
H20. 10. 30		岡山県赤磐市	子どもの体力向上実践事業
H20. 10. 31		岡山県備前市	環境と経済の好循環のまちモデル事業

年 月 日	委員会名	視 察 先	内 容
H21. 7. 28	議会運営	静岡県菊川市	議会基本条例
		静岡県島田市	議会基本条例
H21. 10. 27	第 1 常任	長野県佐久市	学校の統廃合
H21. 10. 28		長野県飯山市	学校の統廃合
H21. 10. 29		群馬県高崎市	吉井物産センターふれあいの里(直売所)
H21. 10. 27	第 2 常任	東京都北区	区民主体の健康づくり応援体制
H21. 10. 28		岩手県釜石市	地域生活応援システム推進事業
H22. 7. 6	議会運営	東京 全国市議会議長会	政務調査費
H22. 7. 7		東京 東京財団	議会基本条例
H22. 10. 26	第 1 常任	島根県松江市	商店街活性化の取り組み
H22. 10. 27		島根県大田市	農業振興の取り組み
H22. 10. 28		鳥取県鳥取市	低コスト保育園庭芝生化「鳥取方式」モデル事業
H22. 10. 27	第 2 常任	埼玉県東松山市	子育て支援事業の取り組み
H22. 10. 28		茨城県水戸市	少子・高齢社会に対応した街づくりの取り組み
H22. 10. 28		茨城県石岡市	し尿処理と浄化槽汚泥処理の現状・課題
H22. 10. 29		東京都西東京市	子どもの成長に合わせた障がい児支援の取り組み
H23. 7. 22	議会広報 特別委員会	愛知県大口町	町村議会広報紙優秀賞等の経緯について 広報紙発行事業の詳細について 等
H23. 7. 25	市民福祉	東京都調布市	障がい児支援の取り組みと施設運営について
H23. 7. 26		愛知県豊橋市	保健・医療・福祉の新しい総合拠点について
H23. 8. 9	経済建設	香川県高松市丸亀町	商店街再開発の取り組みについて
H23. 8. 10		愛媛県伊予郡砥部町	地場産業活性化の取り組みについて
H23. 10. 25	総務文教	兵庫県明石市	廃校利用の取り組みについて
〃		兵庫県神戸市	防災対策の取り組みについて
H23. 10. 26		滋賀県大津市	防災対策の取り組みについて
H24. 1. 18	議会運営	岐阜県高山市	市民意見交換会(議会報告会)について
H24. 7. 9	市民福祉	滋賀県栗東市	保健・福祉・医療が一体となった施設の状況について
H24. 7. 10		三重県桑名市	介護支援ボランティア事業について
H24. 10. 24	総務文教	長野県岡谷市	放課後子どもの居場所づくり推進事業について
H24. 10. 25		長野県松本市	自主防災組織活性化支援事業について
H24. 11. 8	経済建設	神奈川県小田原市	地域資源を活かした観光振興について
H24. 11. 9		神奈川県南足柄市	市民農業者制度について
〃		神奈川県川崎市	新エネルギー推進事業について
H24. 11. 20	議会運営	東京都多摩市	議会改革の取り組みについて
〃		東京都武蔵野市	〃
H24. 11. 21		早稲田大学マニフェスト研究所	全国の議会改革で今取り組まれている状況について
H25. 5. 9	議会運営	福岡県福岡市	議会基本条例の意義・役割について
H25. 5. 10		福岡県小郡市	議会基本条例について、市民との意見交換会について

年 月 日	委員会名	視 察 先	内 容
H25. 8. 27 H25. 8. 28	市民福祉	山梨県北杜市	「社会福祉法人 緑の風」の施設運営について
		長野県安曇野市	新公共交通システムについて
H25. 11. 5 H25. 11. 6	総務文教	新潟県柏崎市	市民参加のまちづくり基本条例について 元気なまちづくり事業について
		新潟県三条市	子ども・若者総合サポートシステムについて 小中一貫教育推進事業について
H25. 11. 14 H25. 11. 15	経済建設	山梨県甲府市	ミックスペーパー分別回収について
		長野県飯田市	再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりについて
H26. 5. 19 H26. 5. 20	議会運営	静岡県富士市	決算審査の方法について
		愛知県豊橋市	事業評価について
H26. 7. 1 H26. 7. 2	総務文教	三重県多気郡大台町	地域おこし協力隊の活用について 集落支援員の活用について
		三重県名張市	「空き家等の適正管理に関する条例」について
H26. 7. 14 H26. 7. 15 H26. 7. 16	経済建設	山形県新庄市	商店街の活性化事業について
		山形県村山市	独自商業の活性化事業について（そば街道） 新たな農業スタイルについて（山形ガールズ農場）
H26. 9. 29	リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会	新丸山ダム工事事務所	新丸山ダムの概要について 平成26年度事業概要について 五月橋の付替え計画について
H26. 10. 8 H26. 10. 9	民生福祉	静岡県伊豆の国市	健康マイレージ事業について
		静岡県富士宮市	地域包括支援センターのこれからの姿 地域型支援センターについて 地域ケア会議について
H27. 6. 29 H27. 6. 30	議会運営	東京都町田市	委員会での請願・陳情の審査について I Tを活用した情報の発信について
		千葉県柏市	議場設備の導入に伴う議会改革について 議員の自由討議の導入について
H27. 7. 22 H27. 7. 23	経済建設	広島県福山市	地産地消促進事業について
		広島県呉市	農業再生、振興策の取り組みについて 呉市海事歴史科学館の運営について
H27. 10. 14 H27. 10. 15	民生福祉	富山県南砺市	地域包括支援センターの取り組みについて 24時間在宅医療体制について 認知症に対する取り組みについて
		富山県富山市	富山型デイサービスについて
H27. 10. 27 H27. 10. 28	総務文教	奈良県生駒市	スーパーエコスクール実証事業について
		京都府南丹市	市民提案型まちづくり活動支援交付金事業について

年 月 日	委員会名	視 察 先	内 容
H28. 5. 25 H28. 5. 26	議会運営	石川県加賀市	予算決算審査について 議会のICT化について
		石川県かほく市	議会による行政評価について 予算決算常任委員会の設置について
H28. 7. 12 H28. 7. 13	経済建設	三重県桑名市	桑名駅前再開発事業について
		岡山県津山市	津山市農商工連携推進計画について
H28. 8. 8 H28. 8. 9	民生文教	兵庫県相生市	給食費無料化事業について 通学費無料化事業について
		兵庫県赤穂市	高齢者等ゴミ出し支援事業について 保健センター事業について
H28. 10. 12 H28. 10. 13	総務	山梨県甲斐市	消防力の充実強化について
		長野県伊那市	移住・定住促進について
H29. 5. 15 H29. 5. 16	議会運営	神奈川県寒川町	通年議会について
		茨城県守谷市	議会による事務事業評価について
H29. 10. 11 H29. 10. 12	経済建設	山口県周南市	徳山駅周辺整備事業について
		山口県柳井市	都市農村交流施設整備事業について
H29. 10. 25 H29. 10. 26	民生文教	静岡県浜松市	学校規模適正化基本方針について
		埼玉県草加市	認知症検診事業について
H29. 10. 30 H29. 10. 31	総務	愛知県弥富市	消防通信指令業務の共同運用について
		福井県あわら市	県境を超えた防災活動について
H30. 5. 23 H30. 5. 24	総務	石川県金沢市	オープンデータの取組みについて
		石川県羽咋市	移住定住施策について
			男女共同参画の取組みについて
H30. 6. 28 H30. 6. 29	議会運営	滋賀県米原市	議会改革について
		京都府福知山市	議会の活性化と議会改革について
H30. 10. 4 H30. 10. 5	民生文教	兵庫県淡路市	タブレットを活用した教育について
		奈良県奈良市	若者のひきこもり、不登校、ニート対策等について
H30. 10. 18 H30. 10. 19	経済建設	静岡県富士市	富士市産業支援センターf-Bizの取組みについて
		静岡県三島市	ガーデンシティみしまアクションプランについて
R元. 8. 7 R元. 8. 8	議会運営	京都府京都市	効果的な質問・質疑のチェックポイントについて
		兵庫県丹波市	議会基本条例の検証・見直しについて 政策立案・提言について 政策討論会について
R元. 10. 9 R元. 10. 10	経済建設	神奈川県相模原市	相模原市道路通報アプリ「パッ！撮るん。」について
		埼玉県川口市	かわぐちグリーン・エネルギー戦略について

R元. 10. 15 R元. 10. 16 R元. 10. 17	総務民生文教	島根県益田市	健康促進事業の推進と地域医療を守る取り組みについて
		島根県浜田市	空き家対策について
		兵庫県三木市	子育て支援の取り組みについて
令和2年	-	-	※コロナ禍のため行政視察を行わなかった
R3. 5. 19	議員協議会	西知多医療厚生組合 (オンライン)	病院経営について
R3. 7. 21	議会運営	岐阜県可児市	議場設置のディスプレイ (モニター) について
R3. 10. 27	経済建設	波佐見町 (オンライン)	波佐見焼のブランディングについて 中小企業・小規模企業振興基本条例について
R4. 5. 24	経済建設	岐阜県下呂市	道の駅「飛騨金山ぬく森の里温泉」について
R4. 7. 11	総務民生文教	岐阜県岐阜市 (オンライン)	こどもサポート総合センターについて
R4. 11. 21	議会運営	愛知県豊明市	議会改革と議会基本条例の運用について 豊明市共生交流プラザ カラットについて
R5. 7. 4	議会改革特別	愛知県岩倉市	議会改革について
R5. 7. 24 R5. 7. 25	議会運営	埼玉県戸田市	議会モニター制度について 委員会活動について
		茨城県取手市	デモテック戦略について 議会における住民参画について
R5. 8. 22 R5. 8. 23	経済建設	山口県防府市	防府市クリーンセンターについて
		山口県山口市	農山村地域活性化ビジネス支援事業について 新山口駅北地区重点エリア拠点施設整備について
R5. 11. 8 R5. 11. 9	総務民生文教	兵庫県加西市	子育て支援の取り組みについて
		兵庫県丹波市	複数学年複数担任制について 丹波市の教育資源を活用した教育について
R6. 7. 24 R6. 7. 25	総務厚生学教	奈良県大和郡山市	不登校対策総合プログラム (学科指導教室ASU) について
		大阪府大東市	大東元気でまっせ体操について
R6. 8. 5 R6. 8. 6	地域経済建設	千葉県松戸市	ひがまつテラスについて
		千葉県鴨川市	里のMUJI みんなみの里について
R6. 10. 22 R6. 10. 23	議会運営	山梨県甲州市	市議会における主権者教育について
		長野県大町市	常任委員会代表質問について 議会における政策サイクルの実施について

(7) 海外行政視察 中止 (平成9年度から)

5 議員報酬等

(1) 報 酬

月 額 【R2. 4. 1改正】		月 額 【H16. 7. 1改正】	
議 長	430,000 円	市 長	860,000 円
副議長	400,000 円		
議会運営委員会の委員長 常任委員会の委員長	385,000 円	副市長	708,000 円
議 員	375,000 円	教育長	631,000 円

(2) 費用弁償 平成22年7月1日廃止

(3) 期末手当 報酬月額に100分の120を乗じて得た額に次の率を乗じる。

	6月支給	12月支給
平成27年	195.0/100	220.0/100
平成28年	200.0/100	225.0/100
平成29年	205.0/100	230.0/100
平成30年	210.0/100	230.0/100
令和元年	220.0/100	225.0/100
令和2年	222.5/100	217.5/100
令和3年	220.0/100	225.0/100
令和4年	212.5/100	222.5/100
令和5年	217.5/100	217.5/100
令和6年	227.5/100	227.5/100

(4) 行政視察（旅費） 1人当り：日当1日 2,000円 宿泊1夜 12,000円

(5) 政務活動費 議員1人当り年間：120,000円(会派に交付)

6 議会報告会

(1) 趣旨

市民のためのまちづくりを実現するためには、二元代表制の合議機関である議会はその役割を適切に果たすことはもとより、市民にさらに信頼される身近で開かれた存在となっていく必要がある。瑞浪市議会では、議会活動の状況を地域に出向いて市民に直接報告・説明し、積極的な情報提供に努めるとともに、議会活動や市政に対する意見などを直接聴取し、市民と意見交換する具体的な機会として、議会報告会を開催する。

議会報告会を通して、市民と多くの課題を共有し、得られた意見は整理・分類して適切に対応するとともに、今後の議会活動に活かしていく。

(2) 開催状況

年度	開催日	会場	入場者	報告会内容
平成23年度	H23.5.19（木）	総合文化センター	130人	議会報告 ・市議会の概要と役割 ・3月定例会の報告 意見聴取 ・テーマ「中学校の統合再編」
平成24年度	H24.8.20（月）	陶公民館	87人	第1部 常任委員会報告 ・3常任委員会の報告テーマについての意見交換会 第2部 特別委員会・議会運営委員会議会報告 ・報告テーマについての意見交換会 第3部 その他の意見交換
	H24.8.21（火）	ハートピア	36人	
	H24.8.22（水）	釜戸公民館	73人	
	H24.8.23（木）	消防防災センター	55人	
平成25年度 第1回	H25.5.23（木）	大湫公民館	40人	第1部 常任委員会議会報告 （総務文教委員会）（市民福祉委員会） （経済建設委員会） ・新年度予算と事業報告
		日吉公民館	46人	
	H25.5.24（金）	稲津公民館	40人	
平成25年度 第2回	H25.10.30（木）	陶公民館	56人	第1部 常任委員会議会報告 （総務文教委員会）（市民福祉委員会） （経済建設委員会） ・平成24年度決算について
		市民体育館	75人	
	H25.11.1（金）	釜戸公民館	40人	
		地域交流センターときわ	26人	

年度	開催日	会場	入場者	報告会内容
平成26年度 第1回	H26.5.27（火）	文化センター	昼の部 48人	第1部 常任委員会3月議会報告 委員会活動報告 （総務文教委員会）（民生福祉委員会） （経済建設委員会） （リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会） （議会改革・議会基本条例特別委員会） 第2部 意見交換会 昼の部：女性団体、シルバー団体、一般 夜の部：経済団体、子育て世代、一般
			夜の部 59人	
平成26年度 第2回	H26.11.10（月）	消防防災センター	19人	第1部 常任委員会9月議会報告 （総務文教委員会）（民生福祉委員会） （経済建設委員会） 第2部 意見交換会
		稲津公民館	12人	
		釜戸公民館	34人	
	H26.11.11（火）	総合文化センター	17人	
		市民体育館	16人	
		陶公民館	21人	
		日吉公民館	16人	
平成27年度	H27.10.24（土）	陶公民館	25人	第1部 常任委員会議会報告 （民生福祉委員会） 第2部 意見交換会 テーマ：「高齢者対策」 対象者：高齢者層（サロン一歩参加者）
	H27.11.9（月）	釜戸公民館	36人	第1部 常任委員会議会報告 （経済建設委員会） 第2部 意見交換会 テーマ：「子育て支援」「就労支援」 対象者：子育て層（かふえみなぐる参加者）
	H27.11.19（木）	市役所 本会議場	34人	第1部 常任委員会議会報告 （総務文教委員会） 第2部 意見交換会 テーマ：「選挙について」 「瑞浪市の将来について」 対象者：高校生（市内三高校生徒）

年度	開催日	会場	入場者	報告会内容
平成28年度 第1回	H28.7.8（金）	南垣外公民館	16人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会
		奥名集会所	12人	
		中屋敷第二公民館	26人	
平成28年度 第2回	H28.10.25（金）	大川公民館	9人	
		戸狩区民会館	18人	
		大湫 ふれあいセンター	18人	
平成29年度 第1回	H29.8.10（木）	斧池区公民館	12人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「人口増加対策について」
		上一色公民館	26人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「人口減少と雇用対策について」
		細久手公民館	16人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「観光振興について」
平成29年度 第2回	H29.11.16（木）	総合文化センター	47人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「“教育のまち瑞浪”を目指して」 対象：PTA、学校関係者
平成30年度	H30.7.31（火）	新山田区民会館	26人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「広域連携について」
		和合公民館	22人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「広域連携について」
		水上公民館	38人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「広域連携について」
令和元年度	R元.10.4（金）	総合文化センター	61人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「学校における諸問題について」 「市民による政策提案について」
令和2年度	R2年11月1日号 R3年 2月1日号	議会広報紙 紙面上	-	議会報告・意見交換 テーマ「瑞浪市の新型コロナ対策」 「新病院建設について」

年度	開催日	会場	入場者	報告会内容
令和3年度	R3.10.5（火）	オンライン	—	第1部 議会報告 テーマ「瑞浪市の現状と課題」 「～未来を担う君たちへ～これからの瑞浪市を考え、君たちが出来ることは何だろう」 対象：市内公立中学校3年生
	R3.11.2（金）	議場	15名	第2部 意見交換会 テーマ「瑞浪市と地域の課題について」 対象：市内公立中学校代表生徒
令和4年度	R4.11.8（火）	消防防災センター	14	第1部 議会報告 「議会はこう見た！ 瑞浪市の10年」 第2部 意見交換会 「協働のまちづくりの 課題と展望」
		市民体育館	21	
	R4.11.9（水）	総合文化センター	27	
		日吉コミュニティーセンター	16	
	R4.11.10（木）	陶コミュニティーセンター	30	
		釜戸コミュニティーセンター	25	
	R4.11.11（金）	稲津コミュニティーセンター	22	
		大湫コミュニティーセンター	26	
令和5年度	R5.8.21（月）	商工会議所	21	第1部 議会報告 ・瑞浪市議会の現状 ・議員定数にかかる他市議会との比較 第2部 意見交換会 これからの瑞浪市議会のあり方 ～議員定数について～
	R5.8.26（土）	総合文化センター	26	
	R5.9.29（金）	総合文化センター	69	
令和6年度	R6.11.7（木）	総合文化センター	37	第1部 議会報告 「市民サービスの向上に向けた政策サイクル構築について」 第2部 意見交換 「地場産品ブラッシュアップ事業への提言について」
	R6.12.3（火）	麗澤瑞浪高校	37	第1部 議会報告 「議会の仕組み、市民意見を政策提言に繋げるプロセスについて」 第2部 意見交換 対象：市内高校3年生
	R6.12.12（木）	中京高校	54	
	R6.12.13（金）	瑞浪高校	20	

7 部局別職員数

(1) 職員数

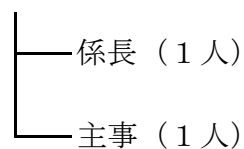
(単位：人)

区 分	定 数	現 員
市 長 部 局	333	307
議 会 事 務 局	5	4
選 挙 管 理 委 員 会	(兼) 3	1
監 査 委 員 事 務 局	3	1
教 育 委 員 会 事 務 局	30	18
農 業 委 員 会 事 務 局	3	1
公 平 委 員 会 事 務 局	(兼) 2	(兼) 1
消 防 本 部	63	61
公 営 企 業	25	19
計	462	412

(令和7年4月1日現在)

(2) 議会事務局の構成

議会事務局長 — 総務課長 — 総務係



8 財政

(1) 令和7年度予算(当初)

(単位：千円)

会 計 名		令和7年度	令和6年度	比較伸率
一 般 会 計		20,790,000	19,050,000	9.1%
特別会計	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	697,000	667,000	4.5%
	国 民 健 康 保 険 事 業	3,478,000	3,442,000	1.0%
	介 護 保 険 事 業	3,748,500	3,718,600	0.8%
	駐 車 場 事 業	35,000	35,700	△ 2.0%
企業会計	水 道 事 業 会 計	1,870,000	1,754,300	6.6%
	下 水 道 事 業 会 計	1,745,700	2,013,400	△ 13.3%
合 計		32,364,200	30,681,000	5.5%

(2) 令和7年度一般会計予算(当初)

歳入

(単位:千円)

款	名	予 算 額	構 成 比	比 較 伸 率
1	市 税	5,370,000	25.8%	7.3%
2	地 方 譲 与 税	195,500	0.9%	1.0%
3	利 子 割 交 付 金	5,000	0.0%	284.6%
4	配 当 割 交 付 金	39,000	0.2%	18.2%
5	株式等譲渡所得割交付金	55,000	0.3%	52.8%
6	法 人 事 業 税 交 付 金	75,000	0.4%	7.1%
7	地 方 消 費 税 交 付 金	947,000	4.6%	7.0%
8	ゴルフ場利用税交付金	165,000	0.8%	2.5%
9	環 境 性 能 割 交 付 金	29,000	0.1%	38.1%
10	地 方 特 例 交 付 金	36,000	0.2%	△ 81.7%
11	地 方 交 付 税	4,000,000	19.2%	5.3%
12	交通安全対策特別交付金	3,000	0.0%	△ 25.0%
13	分 担 金 及 び 負 担 金	38,900	0.2%	27.3%
14	使 用 料 及 び 手 数 料	280,300	1.3%	△ 10.3%
15	国 庫 支 出 金	2,683,123	12.9%	20.0%
16	県 支 出 金	1,143,467	5.5%	3.7%
17	財 産 収 入	127,500	0.6%	31.9%
18	寄 附 金	404,110	1.9%	25.1%
19	繰 入 金	1,921,900	9.2%	26.3%
20	繰 越 金	100,000	0.5%	0.0%
21	諸 収 入	1,184,000	5.7%	29.9%
22	市 債	1,987,200	9.6%	△ 1.0%
合 計		20,790,000	100.0%	9.1%

市税の内訳

(単位:千円)

税	目	予 算 額	構 成 比	比 較 伸 率
市	民 税	2,311,300	43.0%	17.4%
	固 定 資 産 税	2,352,200	43.8%	0.8%
	軽 自 動 車 税	133,200	2.5%	2.4%
	市 た ば こ 税	264,000	4.9%	△ 3.6%
	鉱 産 税	50	0.0%	400.0%
	入 湯 税	850	0.0%	23.2%
都 市	計 画 税	308,400	5.7%	3.3%
市	税 合 計	5,370,000	100.0%	7.3%

歳 出

(単位：千円)

款	名	予 算 額	構 成 比	比 較 伸 率
1	議 会 費	173,000	0.8%	△ 1.6%
2	総 務 費	2,039,000	9.8%	3.3%
3	民 生 費	6,354,000	30.6%	8.4%
4	衛 生 費	2,590,000	12.5%	21.2%
5	労 働 費	16,300	0.1%	△ 4.5%
6	農 林 水 産 業 費	325,000	1.6%	13.3%
7	商 工 費	538,000	2.6%	1.8%
8	土 木 費	2,920,000	14.0%	31.1%
9	消 防 費	1,678,000	8.1%	36.9%
10	教 育 費	2,103,000	10.1%	△ 17.2%
11	公 債 費	1,392,000	6.7%	△ 2.4%
12	諸 支 出 金	641,700	3.1%	2.7%
13	予 備 費	20,000	0.1%	0.0%
	災 害 復 旧 費	0	0.0%	△ 100.0%
合 計		20,790,000	100.0%	9.1%

(3) 財政規模等

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
基準財政需要額	8,165,283	8,311,556	8,496,934	千円
基準財政収入額	5,051,330	4,981,433	5,021,198	千円
標準財政規模	10,140,983	9,792,207	9,874,639	千円
財政力指数	0.64	0.62	0.60	-
実質公債費比率	2.6	2.3	2.3	%
地方債現在高	13,377,452	12,853,972	12,464,587	千円

*標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含む

*地方債現在高は、普通会計分を記載

9 参考資料

瑞浪市議会基本条例

瑞浪市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、住民自治をかなえる重要な機関である。

日本国憲法は、議事機関である議会の議員と執行機関である長を直接選挙で選ぶ、二元代表制を地方公共団体の制度としており、議会と市長とは、対等の立場で、抑制と均衡を保ちながら、市民福祉の向上及び市勢の発展をめざすことが求められている。

瑞浪市議会は、この制度の下、議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、市長と議会との関係を明らかにし、行政に対する監視機能や政策立案能力を高めるとともに、公正性、倫理性の確保と市民に開かれた議会運営に務め、市民の負託に応えることを決意し、議会における最高規範として、ここに瑞浪市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、合議制の意思決定機関である議会及び議員の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、合議制の意思決定機関として議決責任を認識し、その役割を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 公平性及び透明性を確保するため、積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営に努めること。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、独自の政策立案及び政策提案に取り組むこと。

(3) 市民本位の立場から、市政運営に対する監視及び評価に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を行うこと。

(2) 法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策立案及び評価能力向上のため調査研究活動を行うこと。

(3) 議会の構成員として、一部団体や地域に偏ることなく、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展をめざして活動すること。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報を積極的に公開し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と捉え、その審議において請願者及び陳情者から発言の申し出があったときは、特別な事由がない限りこれを拒むことができない。

4 議会は、市民及び市民団体等の意見聴取の場を設け、市民全体の意向を把握するよう努めるものとする。

（議会報告会）

第5条 議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

第4章 議会と市長等執行機関の関係

（事務執行の監視）

第6条 議会は、市長等執行機関の有する権限を尊重しつつ、その権限に属する事務が公正かつ効率的に執行されているか監視するものとする。

2 議会は、前項の監視機能を高めるため、適切な事務検査、調査研究等を行うなど、研さんに努めるものとする。

3 議会は市長等執行機関が策定する政策、計画、施策又は事業について、議会が必要と認めた場合は、市長等執行機関に説明及び資料の提出を求めるものとする。

（予算及び決算）

第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい事業別の説明及び資料の提出を市長に求めるものとする。

2 議会は、決算審査に当たって、市長等執行機関が執行した事業等の評価を行うものとする。

（議決事件）

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべきものは、瑞浪市総合計画策定条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止とする。

2 前項によるもののほか、議会が議決すべきものは別に条例で定める。

第5章 議会の機能の充実

（会派）

第9条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、政策主体の主義主張を基本とした同一の理念を共有する議員集団として活動する。

（自由討議）

第10条 議会は、合議制の意思決定機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとする。

第6章 委員会の活動

（委員会の活動）

第11条 委員会は、資料等を積極的に公開し、議案等の審査及びその所管に属する事務に関する調査の充実を図り、市民に対し分かりやすい議論を行うように努めるものとする。

2 委員会における所管事項の調査研究活動に当たっては、会期の内外にかかわらず積極的に行うよう努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理

（議員の政治倫理）

第12条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。

2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、別に定めるところによる。

第8章 最高規範性と見直し手続

（最高規範性）

第13条 この条例は、瑞浪市における議会の最高規範であって、議会は、議会に関するほかの条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。

（見直し手続）

第14条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。

議会運営に関する主な申し合わせ事項

1、定例会（条例）

・毎年4回これを招集する。開催月は概ね3月、6月、9月及び12月とする。

2、本会議

（1）議会の呼称

・瑞浪市議会定例会（臨時会）と呼称し、議会を開く日における元号及び当該元号の年並びに暦年における定例会及び臨時会を通算した回数を冠する。

（2）議席（会議規則第4条）

- ・一般選挙後の最初の議会における議席は臨時議長が定め、議長が決まった後、議長が議席を指定する。
- ・当選回数が少なく年齢の若い議員を1番とし、順次議席を定める。議席には番号及び氏名標をつける。
- ・議席の配列は、最前列左端を1番とし、順次右端に及び、2列目以降も同様に定めるものとする。
- ・議席は、任期中みだりに変更はできない。

（3）会期（会議規則第5条）

・会期については、議会運営委員会で予め協議し、招集日に議長が会議に諮って議決する。ただし、定例会の会期についての当該協議は、開会の前々月に行う。

・会期には、休日も日数に参入する。

（4）会議時間（会議規則第9条）

- ・会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

- ・会議時間の延長は、議長の宣告による。

- ・会議時間の繰り上げ及び繰り下げは、会議に諮って決める。

(5) 定足数（会議規則第12条）

- ・議会は、議員定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(6) 諸般の報告

- ・開議宣告後、議事日程の冒頭に行う。

- ・質疑は議案質疑と同様の取り扱いとする。

(7) 定例会の日程

① 開会初日に提出議案の概要説明（ただし、3月議会の初日は役員選挙とする。）

② 休会・・・一般質問通告書及び議案質疑通告書の提出

③ 議案質疑、委員会付託・・・一般質問通告書の提出

④ 委員会審査

⑤ 一般質問・・・2日間の予定

⑥ 休会・・・討論の通告

⑦ 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

(8) 議案等の配布

- ・市長提出議案及びその他関係書類は、招集日7日前（告示日）に配布するのが例である。

(9) 議案等の提出（会議規則第14条）

- ・提出議案は、予め議会運営委員会において説明する。

- ・決算認定案件は、毎年9月定例会に提出されるのが例である。

(10) 議事日程の作成及び配布（会議規則第20条）

- ・議事日程に記載する事件及び順序は議長が定める。

- ・議事日程は、予め議会運営委員会に諮問して定めた会期日程表に基づき作成する。

(11) 議長及び副議長の選挙（会議規則第25条～33条）

- ・議会役員の選挙は、3月定例会初日に行うことを例とする。

- ・議長及び副議長の選挙は投票によって行うのを原則とするが、議会は、議員中に異議がないときに限り、指名推薦の方法を用いることができる。

(12) その他の選挙

- ・東濃西部広域行政事務組合議会議員及び選挙管理委員並びに同補充員等の選挙は、指名推薦の方法によるのが例である。

(13) 投票及び開票

- ・議員は点呼に応じて演壇に置く投票箱に順次、投票する。議長は最後に投票する。

- ・投票数の報告は、投票総数、有効投票、無効投票の順に行う。

(14) 議題

- ・議長は必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括議題とする。

- ・市長提出議案の提案説明及びこれに対する質疑の際は、一括議題とするのが例である。

- ・付託した事件を議題とするときは、一括議題とするのが例である。
- ・人事案件は通常、委員会付託を省略するのが例である。

(15) 説明員（議場出席者）の範囲

- ・市長、副市長、理事、教育長、各部次長及び課長等

(16) 議案の付託方法（会議規則第37条）

- ・議案付託は、予め議会運営委員会に諮って決定し、本会議で所管の常任委員会に付託する。

(17) 委員会報告書（会議規則第110条）

- ・委員会においては付託案件の審査等が終了したときは、委員会報告書を作成する。
- ・本会議での委員長報告に関する質疑は、委員長に対して行う。

(18) 表決（会議規則第67条～77条）

- ・表決の方法は、起立によるもの、投票によるもの及び簡易表決（異議の有無を会議に諮る）がある。

(19) 一般質問の取り扱い（会議規則第62条）

① 質問通告書

- ・質問者は、議長に文書で通告しなければならない。
- ・通告期限は、議案質疑、委員会付託日議案上程日の翌日の午後3時までとする。
- ・一般質問は、個人質問のみである。
- ・一般質問の対象範囲は、市政一般事務とする。
- ・一般質問通告の要旨は、箇条書きとする。
- ・通告期限後においては、一般質問の標題の変更は認めない。

② 質問席について

- ・質問席は、対面式とする。

③ 発言順位

- ・一般質問通告書の受付時のくじの一番からの順位とする。

④ 質問方法・時間・回数等について

ア、質問方法

- ・一般質問通告書の「標題」の「要旨」順に一問一答式で行う。この場合「標題」の全要旨を一括質問することは認めない。
- ・質問は質問席で行う。
- ・答弁者は自席で答弁する。
- ・答弁への再質問は、議長の許可を得て行う。議長からの「再質問はありませんか」との問いはない。

イ、質問制限時間

- ・質問制限時間は、質問と答弁をあわせて60分以内とする。
- ・時間配分については、自己の裁量で行う。
- ・制限時間内に要旨発言のあった質問については、答弁の時間延長を認める。

ウ、質問回数

- ・質問回数は無制限とする。

エ、その他

- ・質問・答弁は、簡単明瞭に行うものとする。

⑤ 反問権について

ア、反問権の趣旨

- ・一般質問において、より明確な答弁を得るため、議員の質問に対して執行部が反問することを認める。

イ、反問権の範囲

執行部が反問できる範囲は次のとおりとする。

- ・議員の質問の趣旨を明確にするための反問
- ・政策提言等について論点・争点を整理するための反問
- ・反問の内容は、答弁に必要な範囲内に限る。

ウ、反問権の運用

- ・本会議への出席を要請された市長等の反問は、議長の議事運営の下に行うものとする。
- ・反問に係る発言時間は、当該議員の発言時間に含めるものとする。

(20) 発言内容の制限（会議規則第55条）

- ・発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又その範囲を超えてはならない。
- ・議長は発言内容に無礼な言葉の使用又は個人の私生活に触れたり、あるいは個人攻撃的な発言と認めるときは注意をし、なお従わない場合は発言を禁止する。

(21) 質疑（会議規則第56条・60条）

- ・質疑は通告制とし、議長に文書で通告しなければならない。
- ・通告期限は、定例会議案上程日の翌々日の午後3時までとする。
- ・質疑は、議題となっている事件の不明瞭な点について質すものであり、自己の意見を述べることはできない。
- ・上程日に議決する議案、追加上程議案、議員又は委員会提出議案及び臨時会上程議案は、議長の許可を得て質疑を行う。
- ・質疑の回数は制限しない。ただし、議長は必要があると認めるときは、質疑の回数を制限することができる。

- ・議員の質問の趣旨を明確にするため、執行部が議長の議事運営の下に反問することを認める。
- ・本会議において自己の所属する委員会所管分の議案については、質疑を認めない。

(22) 討論（会議規則第53条・60条）

- ・委員会に付託された議案に対する討論は通告制とし、議長に文書で通告しなければならない。
- ・通告期限は、採決の前日正午までとする。ただし、提出日が休日となる場合は、その前日とする。
- ・討論はすべて正面演台へ登壇して行う。
- ・討論の順番は議長が定める。

(23) 請願（会議規則第139条～145条）

- ・請願は、本会議において所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。
- ・請願の提出期限は定例会開催前の議会運営委員会の開催日の15日前とし、その定例会にて審査する。ただし、緊急を要するものはこの限りでない。

- ・請願の紹介議員は委員会に出席して説明をするのが例である。

(24) 陳情、要望等

- ・提出期限は定例会開催前の議会運営委員会の開催日の１５日前とする。ただし、緊急を要するものはこの限りでない。

(25) 携帯品(会議規則第１５２条)

- ・本会議又は委員会等に出席する際、携帯電話の持込は許可をするが電源を切るものとする。
- ・本会議、委員会又は協議会に、水分補給用マイボトル等を持ち込むことができる。ただし、議長が認める場合を除き、机上へ配置しないこととする。
- ・別に定める基準に基づき許可をした情報通信機器について、持ち込むことができる。なお、同基準に基づく禁止事項に留意して使用するものとする。

(26) 離席(会議規則第１５４条)

- ・会議中は、みだりに席を離れてはならない。やむを得ないときは自席のイエローカードで議長に合図をする。

(27) 議場での録音

- ・議場で議員個人の録音については、ボイスレコーダーによる録音に限り許可をする。

(28) その他

- ・附属機関の委員に議員が就任することについて、議決機関、執行機関の分離という基本理念から「附属機関の委員に議員が就任する」ことは行政見解が適当でないことと示されている理由から、法的根拠のある委員以外については、就任しないこととする。ただし、当該委員への議員の就任について、相応の理由により、これによらないことが適当である場合には、議会運営委員会に諮って決定するものとする。

3、常任委員会

(1) 委員の選任

- ・本会議において議長が指名する。

(2) 委員の任期

- ・任期は１年とする。

(3) 委員会の複数所属

- ・総務厚生学教委員会には８人が所属し、他の８人は地域経済建設委員会に所属するものとする。ただし、議長は総務厚生学教委員会に、副議長は地域経済建設委員会に所属するものとする。
- ・議長及び副議長を除いた所属について、改選後、２年目及び４年目の任期における所属は、それぞれその前年の任期における両委員会の７人の構成を変えずに委員会間の所属を入れ替えるものとする。ただし、この定めによることができない場合は、議会運営委員会で協議するものとする。
- ・予算決算委員会は全議員を委員とする。

(4) 招集

- ・招集は委員長の権限であるが、招集するときは予め議長に通知をする。

(5) 会議時間

- ・慣例は午前９時を開議時間としているが、会議規則等には開議時間についての制約はない。

(6) 権限(所管事項)

- ・本会議から付託された事件、陳情等の審査及び所管事務の調査を行う。

(7) 反問権

- ・常任委員会における反問権は、一般質問における反問権の規定を準用する。この場合において、「議長」は「委員長」と、「本会議」は「委員会」と、「一般質問」は「委員会の質疑」と読み替えるものとする。

4、特別委員会

(1) 委員の選任

- ・本会議において議長が指名する。

(2) 委員の任期

- ・任期は、原則1年とする。

(3) 設置及び権限

- ・本会議で事件の付託を議決されて設置されるもので、会期中に限り付託事件の審査をする権限を有する。なお特別委員会は会期不継続の原則によって、会期終了により消滅するが、閉会中の継続審査の議決があれば、次の定例会まで審査することができる。また予め審査終了をするまでの議決をした場合に限り審査が終了するまで存在する。

(4) 反問権

- ・特別委員会における反問権は、一般質問における反問権の規定を準用する。この場合において、「議長」は「委員長」と、「本会議」は「委員会」と、「一般質問」は「委員会の質疑」と読み替えるものとする。

5、議会運営委員会

(1) 委員の選任

- ・議会運営委員選出規定により各会派から選出された委員で構成し、本会議で議長が指名する。

(2) 委員の任期

- ・任期は、1年とする。

(3) 権限（所管事項）

- ・議長の諮問に応じ、円滑な議会運営のため、運営上の諸問題について協議し、議員間や会派間の連絡調整を図ることを目的とする。
- ・委員会の議事は、原則として全会派一致を得てこれを決する。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。
- ・委員会で決定した事項については、議員は、これを遵守しなければならない。

6、全員協議会

(1) 会議の開催

- ・会議は原則として毎月1回開催する。

(2) 権限（所管事項）

- ・議会運営を円滑にすることのほか、議員相互又は長と議会との事前調整及び協議の場として開かれる会議である。
- ・この会議では、審議能力、決定能力など議会としての能力はなく、したがって、会議での決定事項に

については、議会の意思決定としての法的効力はなんら認められない。

7、議会広報広聴委員会（会議規則 166 条）

（1）目的

・議会の広報及び広聴並びに議会報告会に関する協議又は調整を行うため、議会広報広聴委員会を設置する。

（2）構成員

・議長が指名した議員。原則、副議長及び各常任委員会委員長をもって構成する。

（3）招集権者

・委員長

8、会派代表者会

（1）設置・目的

・各会派の意見調整、連絡及び協議等を行うため、会派代表者会を設置する。

（2）組織

・この会は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって組織する。

（3）招集

・会議は、議長が招集し、これを主宰する。

（4）代理出席

・代表者が欠席する場合は、代理出席を認める。

（5）協議事項

・予め事前調整及び協議を必要とする重要な事項に関すること。

・その他、議長が必要と認める事項に関すること。

9、委員長会

（1）設置・目的

・各委員会の意見調整、連絡及び協議等を行うため、委員長会を設置する。

（2）組織

・この会は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長及び特別委員会委員長をもって組織する。

（3）招集

・会議は、議長、副議長又は委員長の要求により議長が招集し主宰する。

（4）代理出席

・各委員会の委員長が欠席する場合は、代理出席を認める。

（5）協議事項

・事前調整及び協議を必要とする重要な事項に関すること。

・その他、議長が必要と認める事項に関すること。

10、議員協議会

（1）目的

- ・議員全員を対象とした集会、勉強会、研修会等を行う場として、議員協議会を設置する。ただし、この会議での審査、決定などは議会としての効力はなく、決定事項について法的効力は認められない。

(2) 召集

- ・会議は議長が主宰し、召集する。

1 1、委員会協議会

(1) 目的

- ・委員会を対象とした集会、勉強会、研修会等を行う場として、委員会協議会を設置する。ただし、この会議での審査、決定などは議会としての効力はなく、決定事項について法的効力は認められない。

(2) 召集

- ・会議は委員長が主宰し、召集する。

令和7年 瑞浪市議会構成表

令和7年2月25日就任

<正副議長>

議 長	柴田 増三	副議長	棚町 潤
-----	-------	-----	------

<議会の議決を要する委員等>

監 査 委 員	辻 正之				
東濃西部広域行政事務組合議会議員	議長(規約第5条2項)		小木曾 光佐子	犬塚 利彦	
東濃中部病院事務組合議会議員	柴田 増三	渡邊 康弘	福永 泰子	辻 正之	奥村 一仁

<議会運営委員会>

議席番号	6(委員長)	1(副委員長)	2	3	4	5
議会運営	渡邊 康弘	榛葉 利広	熊谷 隆男	辻 正之	加藤 輔之	成瀬 徳夫

<常任委員会>

議席番号	8(委員長)	1(副委員長)	2	3	4
総務厚生学教委員会	小木曾 光佐子	福永 泰子	成瀬 徳夫	柴田 幸一郎	榛葉 利広
	5	6	7		
	柴田 増三	三輪田 幸泰	加藤 輔之		

議席番号	8(委員長)	1(副委員長)	2	3	4
地域経済建設委員会	大久保 京子	犬塚 利彦	樋田 翔太	奥村 一仁	熊谷 隆男
	5	6	7		
	渡邊 康弘	棚町 潤	辻 正之		

議席番号	(委員長)	(副委員長)	* 議席番号は本会議の議席番号
予算決算	柴田 幸一郎	奥村 一仁	全議員

<特別委員会>

議席番号	7(委員長)	1(副委員長)	2	3	4
リニア・瑞浪恵那道路・ 新丸山ダム	成瀬 徳夫	樋田 翔太	犬塚 利彦	福永 泰子	加藤 輔之
	5	6			
	柴田 幸一郎	奥村 一仁			

議席番号	8(委員長)	1(副委員長)	2	3	4
議会改革	榛葉 利広	三輪田 幸泰	熊谷 隆男	大久保 京子	渡邊 康弘
	5	6	7		
	辻 正之	小木曾 光佐子	棚町 潤		

<議会広報広聴委員会>

(委員長) 棚町 潤	小木曾 光佐子	大久保 京子	柴田 幸一郎	榛葉 利広	三輪田 幸泰
---------------	---------	--------	--------	-------	--------

瑞浪市議会議員名簿

議席 番号	氏名	よみがな	会 派	住 所	当選 回数
1	福 永 泰 子	ふくなが やすこ	新政みずなみ	釜戸町	1
2	犬 塚 利 彦	いぬづか としひこ	日本共産党	土岐町	1
3	奥 村 一 仁	おくむら かずひと	新政みずなみ	稲津町小里	2
4	棚 町 潤	たなまち じゅん	新政みずなみ	土岐町	2
5	柴 田 幸 一 郎	しばた こういちろう	新政みずなみ	南小田町	2
6	三 輪 田 幸 泰	みわだ ゆきやす	新政みずなみ	稲津町萩原	2
7	辻 正 之	つじ まさゆき	新政みずなみ	北小田町	2
8	樋 田 翔 太	といだ しょうた	新政みずなみ	宮前町	3
9	渡 邊 康 弘	わたなべ やすひろ	新政みずなみ	明賀台	3
10	大 久 保 京 子	おおくぼ きょうこ	新政みずなみ	土岐町	3
11	小 木 曾 光 佐 子	こぎそ みさこ	新政みずなみ	陶町水上	3
12	成 瀬 徳 夫	なるせ のりお	新政みずなみ	明世町月吉	4
13	榛 葉 利 広	しんば としひろ	公 明 党	日吉町	5
14	熊 谷 隆 男	くまがい たかお	新政みずなみ	日吉町	5
15	加 藤 輔 之	かとう すけゆき	新政みずなみ	陶町猿爪	5
16	柴 田 増 三	しばた ますみ	新政みずなみ	稲津町小里	7

瑞浪市行政組織図
(令和7年4月1日現在)

